

多様性を生きるわたしたち
～障害者のリアルに迫りながら～

野澤 和弘

植草学園大学 客員教授

一般社団法人スローコミュニケーション代表

毎日新聞論説委員

条例から法律へ

- 1990年 ADA(米国障害者差別禁止法)
- 2006年 千葉県障害者の差別をなくす条例
北海道、岩手、熊本、沖縄.....
- 2013年 障害者差別解消法
- 2014年 国連障害者権利条約批准

障害者差別解消法

①差別的取扱いの禁止

- ・作為による「差別的取扱い」禁止規定を置く
- ・「間接差別」は具体的事例の集積を踏まえ対応
- ・国公立の学校や福祉施設等を含む

②合理的配慮の提供

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合、過重負担でないときは必要かつ合理的配慮をしなければならない

合理的配慮

(reasonable accommodation)

- 差別的取扱い

→障害を理由に一般の人と区別して不利益を与えない、公平に扱う。

- 合理的配慮

→障害特性に応じて一般の人とは別の配慮をする。そうしないと実質的な公平にならない。

過度な負担

過度な負担でない範囲で、合理的配慮を求めることができる。

「事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること」

(衆参附帯決議)

※建設的な対話

意思の表明

障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者と受け入れ側との間の「双方による建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものである」

(基本指針)

※家族等が代弁することができる

雇用の場の合理的配慮

- 作業手順をわかりやすいように大きな字やイラストや写真を使って説明し壁に貼る
- 障害特性をよく理解したジョブコーチを付けたり、会社の指導担当職員が知的障害や発達障害について研修を受ける
- コミュニケーション特性に合った指導方法、発達障害を知らない従業員との間で起こりがちな人間関係の軋轢の調整
- 感覚過敏のある発達障害の人。情報が過剰にインプットして混乱して疲弊しないため、パーテーションで仕切り情報を制限したり、静かな環境の職場に努めたりする
- 自閉症の人がパニックを起こしたりした時にクールダウンできる部屋やスペースを確保する
- 精神障害者を支援する事業所では疲れた障害者が横たわることができるようにソファを用意する

中央教育審議会特別支援教育の 在り方に関する特別委員会

- 2010年7月、閣議決定を受けて設置
 - 2012年7月、最終報告
- ① インクルーシブ教育システムの構築
 - ② 就学相談・就学先決定の在り方について
 - ③ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基盤となる環境整備
 - ④ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の促進
 - ⑤ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上等

インクルーシブと特別支援教育

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

知的・発達障害はわかりにくい

- わかっているように見えてもわかっていない。
- 平気なように見えても心は混乱している。
- その場で気持ちを表すことができない。
- 言葉や態度が周囲の誤解を生む。
- 見た目がふつうに見えて、それなりに反応しているように見えるため、一般の生徒・従業員と同じように扱う。
- 本人もストレスや混乱の原因が自覚できない～
時間がずれて症状が現れる～ 学校・会社側の原因(責任)が見えにくい。

公立学校で

- 校内設備のバリアフリー化
- 教職員に対する障害理解の研修
- 一般児童生徒や保護者に対する理解・啓発
- 聴覚・視覚障害、学習障害（ディスレクシア）などに対する情報保障
- 介助員、個室の配備、感覚過敏やパニック障害に対する通学時間や教室などの配慮
- 発達障害児への相談支援（ex. 富山大学）

完璧な文どなといたのは程ない。
完璧な絶望症にかよふにはね。
僕失学生のお知り答たあ僕は
僕に向かもそう言た。

合理的配慮事例集（内閣府）

＜視覚障害＞

黒板に書かれている重要な箇所について、赤色のチョークで強調されると、色覚障害があるため分からなくなってしまう。

◆強調したい箇所があるときは、他の見やすい色のチョークを用いたり、カラーチョークではなく波線によって強調したりするなど、黒板の書き方を工夫することとした。

テストのときに、通常の問題用紙では印刷された文字が小さくて、弱視のため読むことができない。

◆拡大文字を使った問題用紙を作成した。

<聴覚障害>

難聴がある影響で、授業を聞くこととノートを書くことの両立が難しいときがある。

◆授業の撮影は禁止されているが、障害の状況から合理的配慮の提供に当たると判断し、黒板の撮影を認めることとした。

出席点呼を聞き取れないが、他の生徒と同じように返事をしたい。

◆出席点呼をするときには、口頭だけではなく身振りを加えるようにして、その生徒に自分の順番となったことが伝わるようにした。

<肢体不自由>

教室移動に時間を要することによる遅刻や、急な体調変化による途中退室を認めてほしい。

◆障害に起因する遅刻や途中退席を認めることとし、成績評価においては、出席基準の緩和やレポート提出などの代替手段を設けた。

試験中にトイレへ行けるようにしてほしい。トイレは多機能トイレを希望する。

◆試験会場を多機能トイレの近くにある部屋にするとともに、座席についても部屋の出入口の近くを割り当てた。

修学旅行に参加したい。他の生徒と一緒に行動したい。

◆途中で体調不良となった場合に備えて、移動ペース、休憩場所、ホテルの部屋割りなどを検討し、できるだけ他の生徒と一緒に行動できるよう計画した。

情報保障

- 手話、要約筆記、点字、指点字、触手話...
- 知的障害者への情報保障は？
- 意思決定支援の土台はコミュニケーション
- 障害者の意思表示が合理的配慮の発動条件
- 子どもの権利条約でも「子ども自身の意見表明権」が重視される

本指針において定める措置については、「望まれます」と記載されている内容等法的義務ではないものも含まれますが、法の目的を踏まえ具体的場面や状況に応じて柔軟な対応を積極的に行うことが期待されるものです。なお、事業者は、障害を理由とする差別を解消するために取組を行うに当たり、法、基本方針及び本指針に示す項目のほか、各事業に関連する法令等の規定を順守しなければなりません。また、福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者は、日頃から、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深めるとともに、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消するための取組を進めていくことが期待されます。

「ステージ」 知的障害者のための新聞

- 読者層は大人の知的障害者、働いている人が多い
- 政治、経済、環境、科学、恋愛や性にも興味がある
- 小学校3年生レベルの学力で理解できるように
- 子ども扱いはしないで！

<背景>

90年代後半、社会福祉基礎構造改革

措置→契約 介護保険、支援費制度～自立支援法

自己選択・自己決定

選ぶために必要なこと・・・情報、体験、判断能力、交渉能力

スウェーデンなど北欧の本人主義と情報保障

ステージの編集

- 編集委員

- ①知的障害の本人 ②福祉職員・育成会職員
- ③新聞記者

- 季刊発行(年4回)

- 企画会議→原稿発注、取材→読みあわせ→書き直し

- 1面 企画
- 2～3面 ニュース
- 4～5面 スポーツと文化
- 6～7面 障害者や福祉

基本ルール

- 長い文章はダメ
- 複合文はダメ
- 難しい漢字はダメ
- ひらがなだけでもダメ
- 二重否定はダメ
- 比喩はダメ
- 抽象的なことば、専門用語はダメ
- 省略はダメ

メンバーと活動

(代表)野澤和弘、羽山慎亮(名古屋大学大学院講師)、打浪文子(淑徳大学短期大学部准教授)、堀川諭(京都産業大学教授)、早稲田大学社会保障ゼミOB・OG、共同通信、産経新聞、毎日新聞、フリー記者など。

- ▼わかりやすいニュース(写真・音声ガイド)を毎週ネットで配信
- ▼わかりやすさの研究と普及
- ▼厚生労働省、文部科学省、横浜市などから文書作成・監修を受託
- ▼わかりやすさセミナー
- ▼会報発行

合理的配慮をどう考えるか

- ユニバーサルな効果

シルバーシート、多目的トイレ、わかりやすい
説明書

- 誰かの負担が重くなる場合はどうか

技術革新や社会のルール変更で便利になる人
それによって社会からはじき出される人
多数派に合わせた街づくり、ルール、慣習

※聴覚障害と手話通訳

「悪口」はどれ？

- ①まじめだね
- ②おとなしいね
- ③天然だね
- ④個性的だね
- ⑤マイペースだね

合理的配慮と社会変革

集団主義や没個性の価値観、精神風土は軍隊、戦後の経済成長を推進した合理化や効率化にも共通。

高性能の工業製品を大量生産する産業社会は、従業員に個性よりも均質さを要求。労働力を育て供出する学校教育でも忍耐を伴う集団主義や横並びの協調性を求め、そこからはみ出す児童・生徒を容赦なく排除してきた。

障害のある子は自動的に普通学校から切り離され、子ども社会でもほかと違う個性を少しでも嗅ぎ取られるといじめの標的にされ、不登校やひきこもりへと追い込まれた。

異質なものを排除する無意識の行動原理は教育や労働現場だけでなく地域社会にも根を下ろし、新しい時代を創造する感性を抹殺し続けてきた。

差別解消法の欠陥

- 主務大臣は指針に定める事項について事業主に報告を求め、助言、指導もしくは勧告をすることができる。報告聴取に従わない、虚偽の報告には過料を課す
- 民法上の効果（損害賠償請求権、契約の無効等）は規定しない。民事法上の効果は民法等の一般規定に従い個々の事案に応じて判断される

差別解消のための支援措置

(1) 相談及び紛争の防止・解決のための体制

- ・行政の責務として体制整備を図る
- ・新たな紛争解決機関は設置せず既存機関を活用

(2) 啓発活動

- ・障害者施設の立地をめぐる反対運動などに対し、住民の同意を求めず、行政が住民を啓発（国会の附帯決議）

(3) 情報の収集、整理および提供

(4) 差別解消支援地域協議会の設置

差別解消の支援措置

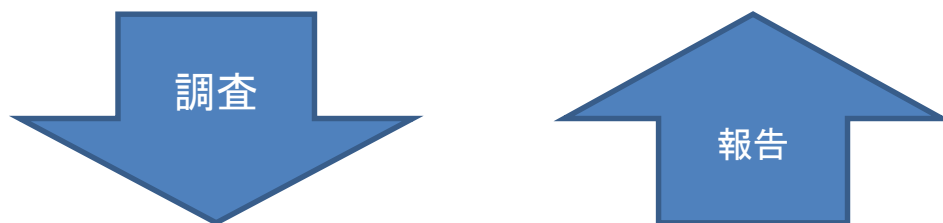
- 啓発(15条)
- 情報収集と提供(16条)
- 差別解消支援地域協議会(17条)

国の出先機関・地方自治体・民間団体・学識
経験者などで構成

相談→協議→取組(情報提供・意見表明・協
力要請)

地域協議会体制整備事業

- ①「地域協議会の在り方検討会」平成25年12月～
- 設置・運営マニュアル・事例集を策定



- ②「地域協議会体制整備推進事業」平成26年度～
- 法律を実施した場合の効果や影響を検証。条例制定自治体を対象に、新たに国の機関等と連携する取組を体制整備事業として実施

※運営マニュアル・事例集・モデル事業を各自治体に提示。説明会やアドバイザーを派遣。地域協議会の速やかな設置を促進する。

地域協議会の構成機関(都道府県)

国の機関	法務局、労働局
地方機関	障害福祉課、都道府県福祉事務所、保健所、 精神福祉センター、教育委員会、都道府県消費生活 センター、都道府県警
当事者	障害者団体、家族会
教育	校長会、PTA連合会
福祉	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、 福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、 障害者就業・生活支援センター
医療保健	医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関
事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、特例子会社
法曹等	弁護士会、司法書士会
その他	学識経験者、新聞社、放送局

地域協議会の構成機関(市町村)

国機関

— —

地方機関 障害福祉課等、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会

当事者 障害者団体、家族会

教育 PTA会長

福祉 **市町村社会福祉協議会**、相談支援事業者、**民生・児童委員**、**社会福祉施設・事業所**

医療保健 医師、歯科医師、保健師、看護師

事業者 商工会議所、公共交通機関、特例子会社

法曹等 弁護士、**人権擁護委員**

その他 学識経験者等

こんな場合どうする？

- ①施設、グループホームを建てようとしたら住民から反対された
- ②市営プールで知的障害者が断られた
- ③菓子博で電動車いすの人が断られた
- ④施設の慰安旅行で知的障害者の旅館宿泊を断られた
- ⑤銀行のATMを視覚障害者は使えない。窓口だと時間がかかり手数料も高い
- ⑥自閉症の子がスーパーでパニックになり、警備員から「迷惑だから店から出てくれ」と言われた

次世代に何を託すか

「差別禁止法をつくっても目の前の現実を変えることはできない。しかし、未来を変えることはできる」(アメリカADA)

目先の「成功」「もうけ」を求める生き方
＝社会の変化に振り回される人生

- 社会課題を洞察し解決に向かう「理性」「良心」
- 真理を探究できる「知性」
- 幸福(充足感>快適、便利、見栄)を感じ取ることができる「情感」「感性」
- 同調圧力に流されない「意志」